

医学生奨学金貸与規定

第1条（目的）

静岡県民主医療機関連合会（以下 静岡民医連）は、全日本民医連綱領に賛同し、民医連の医療活動に参加し、静岡民医連の後継医師育成のためにこの奨学金貸与制度を設ける。

第2条（適用）

この規定は、静岡民医連の奨学金の貸与を希望するもので、所定の手続きをして当該法人が承認し、静岡民医連理事会の確認をうけたものに適用する。

第3条（奨学金の額等）

Aコース

①奨学金を月額20万円で貸与する

Bコース

①奨学金を月額10万円で貸与する

途中でのコースの変更は原則不可とする

第4条（手続き）

奨学金貸与を希望する者は以下の書類を静岡民医連の法人に提出する。

- ①所定の申込書
- ②在学証明書
- ③戸籍抄本
- ④奨学金貸付契約書
- ⑤その他静岡民医連が必要と認めたもの

第5条（連帯保証人）

この奨学金を受けようとするものは、連帯保証人を2名つけなければならない。

なお、連帯保証人2名のうち1名は、申込者と別の生計を営み奨学金返済の債を負う事の出来る者でなければならない。

第6条（貸与の決定）

当該法人は、申請を受理したとき、すみやかにこれを審査し、静岡民医連に報告する。静岡民医連はこの決定をすみやかに審査する。貸与が決定した場合は契約書をかわすものとする。当該法人・静岡民医連は奨学金の支給を申請の月にさかのぼって支給することが出来る。

第7条（奨学金の支給）

奨学金は毎月10日までに支給する。

支給方法は、本人名義の口座振込を基本とする。

なお、振込にあたっては、奨学生より都度「奨学金振込依頼書」を受領する。

第8条（奨学生の義務）

奨学生には以下の義務がある

- ①勉学に励むこと
- ②静岡民医連及び静岡民医連が指定する事業所での見学・実習・奨学生会議・その他行事に積極的に参加する事
- ③転居するときはすみやかにその旨を届け出るなど常に住所・連絡先を明らかにすること
- ④連帯保証人が死亡、失踪等した場合は、当該法人・静岡民医連の承認を経て連帯保証人を変更しなければならない

第9条（返済）

奨学金は原則、契約終了の翌月末までに返済しなければならない。

奨学生の申し出があり、当該法人が承認し静岡民医連が確認した場合は、返済の猶予・分割返済を認める。

第10条（契約解除 停止）

奨学生が以下にあてはまる場合契約を解除する。その場合の返済は第9条に準ずる。

- ①退学及び病気等で就学の見込みがなくなった場合
- ②奨学金の貸与を辞退した場合
- ③第8条義務を果たさなかった場合

奨学生が以下にあてはまる場合、原則奨学金の支給を停止する。

- ①留年
- ②休学

第11条（利子）

契約終了の翌月末までに全額返済をした場合は無利子とする

第9条で返還猶予 分割返済の場合利子を付加する。利子は年度末の残高（元利）の1%とし、年度末に発生する。（注 2020年3月卒業 2020年4月返済 無利子、それ以外は2020年3月の事前の残高で利子1% 2021年10月に辞退 2022年3月に利子1%）

静岡民医連の事業所に勤務している期間、静岡民医連が指定した医療機関に勤務をしている期間は無利子とする。その他の場合、当該法人・静岡民医連の承認を得た場合無利子とすることが出来る。

第12条（返済の免除）

奨学生が静岡民医連の事業所に医師として勤務した場合、勤務した期間に応じて奨学金の全部または一部の返済を免除する。

Aコース 勤務した月数に2/3を掛けた月数（小数点以下切り捨て）の奨学金の返済を免除する（2年間奨学金を借りた場合 3年間の勤務で全額免除）

Bコース 勤務した月数の奨学金の返済を免除する（6年間奨学金を借りた場合 6年間の勤務で全額免除）

静岡民医連が指定した医療機関で初期研修をした場合、静岡民医連の事業所に勤務したとみなす。静岡民医連の事業所以外での研修については、初期研修以外は、籍の有無にかかわらず免除対象としない。

勤務期間は1か月を単位とし、それに満たない日数は切り捨てる。産育休、病休等ある場合月15日以上勤務（出勤 有給の休暇）をした場合を1カ月とみなす。

第13条

この規定の執行に際して、定めのない事項が生じた場合は、静岡民医連理事会が協議して決定する。

第14条（改廃）

この規定の改廃は、静岡民医連理事会が行う。

第15条（施行）

この規定は2018年4月1日より実施する。

2021年2月19日 一部改定

静岡民医連 医学生奨学金貸与規定 附則

第1条 奨学金の申し込みを受けた法人が 当該法人となる。

第2条 当該法人は 本人の申請に基づき貸与金額を決定する。

第3条 当該法人と静岡民医連の審査結果が異なった場合、両者で協議するが、最終的な決定は当該法人の決定が優先される。

第4条 奨学金の貸与、返済の実務は当該法人が行う。

第5条 奨学生が静岡民医連の法人間で移籍する場合は、法人間で奨学金の残額を清算する。

第6条 静岡民医連が指定した医療機関に勤務している期間は返済を保留する。
経済的理由等で一括返済ができない場合、返済計画書の提出と当該法人の承認で分割返済を認める。

第7条 返済が3か月以上滞った場合、当該法人は連帯保証人に弁済を求める。

第8条 規定13条 協議、決定 及び規定第14条 改廃を行う場合は、静岡民医連の全医科法人の承認を必要とする。

第9条 この附則の改定は、静岡民医連の全医科法人の承認の上、静岡民医連理事会が行う。

民医連綱領

私たち民医連は、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です。

戦後の荒廃のなか、無産者診療所の歴史を受けつぎ、医療従事者と労働者・農民・地域の人びとが、各地で「民主診療所」をつくりました。そして1953年、「働くひとびとの医療機関」として全日本民主医療機関連合会を結成しました。

私たちは、いのちの平等を掲げ、地域住民の切実な要求に応える医療を実践し、介護と福祉の事業へ活動を広げてきました。患者の立場に立った親切でよい医療をすすめ、生活と労働から疾病をとらえ、いのちや健康にかかわるその時代の社会問題にとりくんできました。また、共同組織と共に生活向上と社会保障の拡充、平和と民主主義の実現のために運動してきました。

私たちは、営利を目的とせず、事業所の集団所有を確立し、民主的運営をめざして活動しています。

日本国憲法は、国民主権と平和的生存権を謳い、基本的人権を人類の多年にわたる自由獲得の成果であり永久に侵すことのできない普遍的権利と定めています。

私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします。

一、人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守ります

一、地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などとの連携を強め、安心して住み続けられるまちづくりをすすめます

一、学問の自由を尊重し、学術・文化の発展に努め、地域と共に歩む人間性豊かな専門職を育成します

一、科学的で民主的な管理と運営を貫き、事業所を守り、医療、介護・福祉従事者の生活の向上と権利の確立をめざします

一、国と企業の責任を明確にし、権利としての社会保障の実現のためにたたかいます

一、人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守ります。私たちは、この目標を実現するために、多くの個人・団体と手を結び、国際交流をはかり、共同組織と力をあわせて活動します。

2010年2月27日

全日本民主医療機関連合会 第39回定期総会